

令和5年度第1回嘉麻市配偶者等からの暴力防止対策連絡協議会会議録（要約筆記）

- 1 審議会等の名称 第1回嘉麻市配偶者等からの暴力防止対策連絡協議会
- 2 開催時期 令和5年9月26日（火）14時30分～15時35分
- 3 開催場所 碓井住民センター 大ホール
- 4 公開又は非公開の別 公開
- 5 非公開の理由（会議を非公開とした場合のみ）
- 6 出席者等

（1）出席委員

大里茂晴委員（会長）、實村委員（副会長）、河津委員（加藤委員代理）、
亀崎委員、松尾正和委員、三浦委員、渡辺委員、大塚委員、

（2）欠席委員

江崎委員、大里厚子委員、松尾朋委員、一瀬委員

（3）事務局

梅井課長、内野係長

- 7 傍聴人数（会議を公開した場合のみ） 0人

8 議題及び協議の内容

（1）会長あいさつ

（2）自己紹介

【議題】

1）今年度上半期における当課所管相談状況について

事務局より説明

2）関係機関からの管内状況説明

①嘉麻市子育て総合支援センター

嘉麻市子育て総合支援センター内における虐待の件数及び面前DV被害等について説明

②田川児童相談所

田川児童相談所管内における虐待の件数及び面前DV被害等について説明

③嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所

嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所管内におけるDV被害等の状況について説明

④嘉麻警察署

公務の都合により欠席のため、別の機会に報告

5）その他

【審議の内容・主な意見】

・嘉麻市男女共同参画推進課

(委員)今年度相談件数が減っていますが、どういった理由からでしょうか。

(事務局)くり返し電話相談があっていた相談者が、他のサービスの利用により精神的に落ち着いてきたことから相談の電話が減ってきたことと、令和3年度と4年度に相談のあった何名の方についてのDV相談が、複数回関わるケースだったため件数が増えていましたが、令和4年度でその方々の相談の案件が終了し、今年度は1人1回のみ相談がほとんどとなったことが全体の相談件数が減った要因ではないかと感じています。

(会長)今年、特徴的な相談内容はありましたか。

(事務局)一昨年ぐらいから、それまでほとんどなかった外国人の方からの相談が増えてきました。外国人の方だと言葉がうまく通じませんので、最初に相談いただいたあと通訳さんに入ってもらいお気持ちを聞くといった、1回の相談で終わらず複数回関わるケースがありました。

(委員)相談が終了するとありましたが、どういった状態になった場合に終了となるのでしょうか。また、男女共同参画推進課の方で、DVの相談についてどういったことが要因でDVに至ったのか等、相談内容についての分析はされていますか。

(事務局)相談の終了につきましては、最初にご相談いただいた内容がある程度解決し相談の電話もしくは面談がなくなった時点をもって相談案件の終了としております。相談内容の要因についての分析はしていませんが、主に経済的理由で生活が困窮していること等が根底にあるのではないかと思います。

(委員)相談内容を分析することで、DVの発生要因が見えて来て社会福祉協議会や法務局等関係機関と連携し解決に繋がることもあると思いますので、相談件数の把握だけでなく相談内容の分析もしていただければと思います。

・嘉麻市子育て総合支援センター

(委員)母子児童福祉施設の者です。施設では子どもはもちろんお母さん自身が小さなころから大事にされず虐待を受けていたというケースが多くあります。そういった虐待の連鎖を解決しないとDVはなくなるのではないかと思います、お母さんに対しいろいろ行っていますが、人を信じることができずに心を開いてくれないなど、入所の期間で問題を解決するにはとても時間が足りない状況です。

嘉麻市でも同じような状況があるのではないかと思います。こういった関係機関が集まった協議会の中で、情報共有・情報交換をすることで、一緒に協力して問題を解決する体制が出来たらDVが少なくなっていくのではないかと思います。

(子育て総合支援センター)私は相談員になって17、18年目になります。私が最初に相談員となった年に子どもだった方がお母さんになり、同じように自分の子どもに虐待を行っているケースが多くあります。その方たちに対しての支援を医療機関でのカウンセリングやヘルパーの導入等いろいろな角度から行っていますが、闇が深すぎてお母さんの気持ちを回復させることが難しく、手詰まりの状況です。

②田川児童相談所

(委員) 一時保護の期間が2ヶ月を超えてはならないという決まりがあり、福岡県での一時保護期間の平均は約2週間とのことですが、虐待等いろいろな問題がある家庭の中にそんな短い期間で戻すことはできるのかなと疑問に感じます。

(田川児童相談所) 一時保護から解除については、まずは家庭に帰すことを前提に、相談内容に応じ、保護した後子どもと親の両方からよく話を聞き、どういった経緯で虐待したのか、再発することはないか等の事実関係についての調整をすることから始め、保護を行っている中で、預かる前と比べてどれだけ改善できたか等を関係機関とも連携しながら検討し、保護理由がなくなったという状態になったと判断したときに保護を解除いたします。

一方で、事実関係を聞く過程の中で双方の意見が合わない場合は、一時保護の延長や、施設措置になる場合もあります。

ただ、親子が離れることによって子どもへの負担が大きくなるのが危惧されるため、保護延長や施設措置になった場合でも、家庭での支援を行っていく中でどうやったらリスクを下げ虐待行為を改善していく事ができるのか等の方法を検討し、最終的にはご家庭に帰ることができるよう目指しています。もちろん、完全に犯罪行為などの場合もあり、警察や家庭裁判所等と連携して施設措置を行うケースも中にはありますが、多くの場合、頑張って養育されている保護者やいろいろな問題を抱えてながら養育されているご家庭の方が多い状況です。

9 配布資料

- ・会議次第
- ・協議会委員名簿
- ・嘉麻市女性相談件数

令和5年11月10日

会議録確認者 大里 茂晴
